

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

1. 委託業務名

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務

2. 委託業務の目的

当電子カルテシステムは、黒潮町（※以下本町という）が運営する黒潮町国保拳ノ川診療所（※以下当診療所という）および黒潮町国保伊与喜出張診療所および黒潮町国保鈴出張診療所（※以下出張診療所という）において、地域住民の診療業務を円滑かつ効率的に行うために、今年度、新規導入するものである。

現在、当診療所では、紙カルテの運用となっており、カルテの保管場所の確保や、出張診療所における診療記録・処方箋の発行、会計業務等が円滑にできない面で課題がある。

また、今後のマイナンバーカードを活用した診療情報の連携の部分でも、医療情報をデジタル化することは必要になっており、地域医療体制の変化に柔軟に対応するため、本年度、電子カルテシステムの構築を実施するものである。

3. 委託業務の概要

本業務では、当診療所および当診療所で実施する巡回診療、出張診療所において運用する電子カルテシステムを構築する。診療記録・患者情報・処方・検査結果などを一元的に管理するソフトウェアの設計・開発・設定・導入、およびその運用を支えるハードウェアを含めた環境構築を行う。

また、構築にあたっては、現行の紙ベースでの診療記録の運用状況を精査し、利用者からの要望や現場での運用課題を反映した仕様策定を行い、より高い操作性・安定性・保守性を備えたシステム構築を目指す。可能な範囲で既存データの移行や関係システム（保険請求事務・検査機器・画像システム等）との連携についても確実に対応を行うこと。

■現行運用状況および課題は、以下の通り。

（1）現行運用状況

- へき地医療ネットワークを活用したシステムで電子カルテに近い形で診療情報を記録後、印刷を行ない、紙カルテにて運用している。
- 保険請求システムについては当診療所に設置されており、月々の保険請求に関しては3診療所分を同一システムにて一括で実施している。
- レントゲン機器については富士フィルムメディカルでデジタル投影、血液検査については外注（BMLに委託）となっている。
- オンライン資格確認用システムは3診療所にそれぞれ配置している。

（2）主な課題

- へき地診療所向けに高知医療センターで設置したシステムの使用年限・耐用年数が迫っている。
- 既存のシステム（へき地医療ネットワーク）を使用している医療機関は当診療所のみとなっており、サーバのある高知医療センターでの更新は行わない方針。
- 将来的なクラウド対応や医療DXへの展開を見据えられていない。
- 保険請求システム・検査機器とのシステム連携はできていない。
- 保険請求システムとの連携ができていないため、出張診療の際は処方箋の発行、会計事務等の面でタイムリーな対応ができない。

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

4. 構築の方針

- (1) 電子カルテを核として、患者を中心に発生する診療情報を発生源で捉え関連部署とシームレスに連携することで、必要な情報を必要な時に活用できるような、ペーパーレス、フィルムレス運用を前提とした診療支援環境を実現できること。
- (2) 将来的には、外部ネットワークを通じて、異なる医療施設間でも患者診療情報を交換できるように、今回導入するシステムにおいて SS-MIX2 を用いた形式によるデータ出力が可能なこと。
- (3) システムの処理形態は、クライアントサーバによる分散処理を全面的に採用し、原則 24 時間運用の院内情報サービスを実現し、日次、月次処理においても支障を来さないような構成を採用すること。
- (4) システム化対象業務及び実施時期は、新システムの初期計画の段階で各担当者と十分な協議を行って決定することとし、請負者は病院の運用及び要望に対して、柔軟に、かつ迅速・的確に対応できること。
- (5) データベースはRDBなどを採用して、診療情報の効率的な格納と利用を実現し、カルテ情報は常時5年以上保持すること。
- (6) 将来において、システム化の対象業務の増加、診療形態の変更の際、原則としてシステムを停止することなく、システムの追加・更新及びハードウェアの更新が容易に行えるシステムであること。
- (7) 情報保護の観点から、入札業者及び導入業者は ISO/IEC 27001 (ISMS) またはプライバシーマークを取得していること。

5. 導入対象ソフトウェア

- (1) 導入対象ソフトウェア全ての費用も見込み見積を提出すること。
また、対象ソフトウェアとの連携に掛かる費用および、保守費用も含めること。
- (2) 電子カルテシステム
- (3) 保険請求システム（既存システムとの連携のみ）

6. 導入機器数

- (1) 新規に導入する機器の台数は下表のとおりとする。
 - (2) 機器構成においてその他機器が必要となる場合は、下記数量に追加して必要な機器を追加提案（見積）すること
- 拳ノ川診療所

No.	装置名称	数量	単位
1	保険請求・電子カルテシステムサーバ 拳ノ川診療所	1	式
2	電子カルテシステムサーバ用 NAS 拳ノ川診療所	1	式
3	リモート保守用アクセスルーター	1	式
4	デスクトップパソコン	2	台
5	ノートパソコン	2	台
6	A4 モノクロレーザープリンタ	1	台
7	スキャナ	1	台

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

7. ライセンス

ライセンスについては以下のとおりとすること。

(1) 既存ライセンスについて

① 画像管理システム (C@RNACORE)

既存ライセンスを利用して新クライアントに構築を行うこと。既存ライセンスは以下のとおり。診察室の電子カルテ端末にインストールし、呼び出し可能なよう連携すること。

No.	製品	型式	数量	単位
1	画像管理システム (C@RNACORE)	CC-WS674	1	式

(2) 新規ライセンスについて

① 電子カルテシステム

電子カルテシステムとして、導入機器のシステムのライセンスの調達を行うこと。

② デバイス CAL

電子カルテを運用に際し、必要となるデバイス CAL を用意すること。

③ その他のライセンスについて

その他全てについては、今回本事業で構築する環境を利用する上で、次期再構築年度まで必要となる全てのライセンスを含めること

8. 導入作業 (機器更新・システム導入)

本業の実施に当たり必要となる作業、テスト及び検証を実施すること。実施内容は以下の通り。

(1) プロジェクト管理

プロジェクトの確実な実施の為、必要となる進捗及び品質等の管理を行い、納期遅延、品質の低下、障害等が発生しないように厳正な管理を行うこと。あわせて納品物の作成を行うこと。

なお、~~ネットワークおよびハードウェア構成については別途調達となるが~~、全体工程・要件の整合性確保のため、当該業者と連携・調整を適切に行うこと。

(2) 影響調査・打ち合わせ・内容検討・結果報告

打ち合わせを実施し、影響調査、作業範囲の確認、内容の検討等、必要となる作業を全て行うこと。

① プロジェクトリーダーが本町担当者と打ち合わせを行い、全体方針を作成し、各業務担当 SE に作業内容の徹底、指示を行うこと。

② 事前に業務にかかる影響調査を行い、対応箇所の特定制を行うこと。

③ 業務担当 SE が各原課担当と十分な打ち合わせを行い、実施内容、スケジュール等の調整確認を行うこと。

④ プロジェクトリーダーが各業務担当 SE の実施内容を取りまとめ、内容の点検検証を行い、全体として対応が統一されているか、また漏れがないか等の問題がないことの確認を行い、統合調整を行うこと。

⑤ 実施内容については、本町が承認する方法で行うこと。

⑥ プロジェクトリーダーが本町担当者に実施内容の報告を行い、実施内容について確認を行うこと。また、変更点があれば改めて打ち合わせを業務担当 SE に指示し、問題がなくなるまで対応を行うこと。

④ 構築フェーズ期間中は、進捗会議 (課題管理を含む) を随時開催し、本町関係者と情報を共有すること。なお、5開庁日以内に議事録を作成・提出すること。

⑨ 課題の管理については、進捗・対応状況を記録・更新し、進捗会議等にて報告・共有を行うこと。

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

(3) システム設計

本事業はパッケージシステムの導入を行うが、パラメータの設定等、黒潮町と打合せ、確認を行うこと。医療改定・レベルアップを想定してノンカスタマイズでの導入を基本とする。

(4) 電子カルテシステム導入業務

- ① 電子カルテシステムを導入するために必要な作業を行うこと。仕様書に記載ない項目は本町と協議の上対応すること。

(5) その他必要な作業

他機関との連動試験が行われる場合等においては、本町に必要なシステム側の支援を行うこと。

また、ネットワーク構築およびハードウェアに関連して発生する作業・調整事項については、別途、本町が契約するネットワーク導入保守業者と連携し、本システムの設計・導入に支障がないよう責任をもって調整を行うこと。

(6) テスト及び検証

主な内容は以下の通り

- ① テスト方法について計画を立て、説明を行い、事前に本町の承認を得ること。
- ② 必要とされるテストを実施し、作業報告とともに本町に対して結果を書面にて報告すること。
- ③ 最終段階でテストを実施し、問題ないことを双方確認、最終判定を行い、本町の承認を得ること。

(7) 作業内容及びエビデンス（証跡）の報告

- ① 実施した作業内容についてはすべてエビデンス（証跡）を残すこと。
- ② エビデンス（証跡）をもとに、作業報告を行うこと。

(8) 障害対応

本業務の実施において、システム、データ等で障害等の不具合が発生した場合は、速やかに対応、復旧を行い、通常業務と正常な運用に影響を与えないようにすること。

9. データ移行（設定含む）

データ移行（設定含む）は以下のとおりとする。

(1) データセットアップ（移行、設定）の範囲・方法

拳ノ川診療所が求める既存紙カルテのデータの移行を支援すること。

① 必須項目

➤ 患者属性情報

患者番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日年号、生年月日、性別

➤ 患者保険情報

保険者番号、記号、番号、枝番、開始日、有効期限、負担率、負担者番号1、
受給者番号1、開始日1、有効期限1、負担者番号2、受給者番号2、開始日2、
有効期限2、本人家族、特記事項

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

- 事業所／保険者情報
事業所名称、事業所住所、保険者名、保険者住所、資格取得日
- 患者住所情報
郵便、電話、住所、携帯番号
- 勤務先住所情報
名称、電話、住所
- 患者病名情報
病名コード(病名標準コード化でセット)、開始日、終了日、転帰区分
慢性区分(病名標準コード化でセット)、病名、主病名、疑い
- 処方情報
レセプトデータより3か月分(用法・用量除く)について

10. データ連携

他システム、装置とのデータ連携に関して、全体を管理する担当を必ず設け、以下の項目を行うこと。

(1) 実施内容

データ連携については、各システムとの連携が正常に行えるように必要な設定、作業、動作確認を行うこと。また、問題がなくなるまで連携テストを行うこと。

(2) 方法

- ① 打合せ、データ連携テスト及び本番稼働スケジュールの作成
- ② 連携データの内容、スケジュール、ファイル形式、ファイルレイアウト、コード表、連携方式等の事前確認
- ③ 原課、既存保守業者との調整
- ④ 進捗状況の確認及び調整
- ⑤ 電算担当者との調整
- ⑥ データ連携に関する資料の作成、共有(データ連携概要図の作成含む)
- ⑦ データ連携の事前検証のデータ確認、既存保守業者との結果確認
- ⑧ データ連携本稼働完了後のデータ確認、既存保守業者との結果確認
- ⑨ 既存システム側の連携にかかる費用は見積費用に含むこと

(3) 対象システム及び装置

拳ノ川診療所

No.	システム名称	メーカー
1	外注検査	BML
2	画像管理システム (C@RNACORE)	富士フイルム
3	オンライン資格確認システム	ウィーメックス (株)
4	保険請求システム	ウィーメックス (株)

12. バックアップリカバリ検証

すべての設定を完了後、バックアップを取得、イメージからの復元検証を行うこと。

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

13. 帳票位置合わせ

(1) 帳票の位置合わせ

今回調達するプリンタよりの出力に際して、既存プリンタから出力した帳票と印字位置が一致するように必要な作業を行うこと。

14. 導入スケジュール

導入スケジュール(詳細)については導入決定後、受託者と本町担当者との間で打合せを行い、必要に応じて見直すものとする。

ただし、スケジュールの最終決定については、本町の判断を優先するものとし、受託者はこれに従うこと。

15. 設定等

クライアント及びサーバ等の設定は、本町と協議の上、問題なく使えるようにすることが前提である。その上で、次の内容を充足すること。

(1) 運用(日次稼働運用及びバックアップ運用)

電子カルテシステムサーバの運用については、以下の運用が可能であること。

① 日次運用

電子カルテシステムサーバの運用については、導入時に協議を行い、黒潮町の判断に従い運用を行うこと。

② バックアップ運用

バックアップ運用については、原則以下のとおりとする。ただし、フルバックアップを取得する等、下記運用よりも合理的で効果的なものがあれば、協議の上、黒潮町の決定により運用を変え、実施するものとする。

(ア) バックアップの目的は、①障害復旧対策 ②ランサムウェア対策 ③火災対策 とする。

(イ) 導入当初及びバージョンアップ適用時については、OS、システムを含めたイメージバックアップをサーバ単位で取得し、サーバに接続する NAS 等に保存する。

(ウ) 日々のデータのバックアップについては、NAS 等に保存するものとし、正常にバックアップが完了したかどうか受託者が監視できること。

(エ) 障害時には、(イ) 及び (ウ) のデータにより受託者が保守の範囲内で復旧を行う。

(2) 設定作業

導入作業については、全体のバランスを考慮し、スケジュールを組み実施する。機器の切替、クライアントへのインストールについては、業務時間中のみならず、必要に応じ土日作業及び業務時間後を含めて実施するものとするが、実際の方法、時間、スケジュールについては協議の上決定する。

(3) 電子カルテサーバの設定

導入機器、既設機器の設定は、黒潮町と協議の上、黒潮町が用意するネットワークと接続ができ、問題なく使えるようにすることが前提である。本町より現状のネットワーク・環境設定等の説明を行うので、十分な打ち合わせの後に、設定を行うこと。導入機器、既設機器の IP アドレスは別途協議の上決定することとする。

【以下の設定を行うこと】

① 導入時点での最新版ファームウェアを適用すること。

② OS は、構築時点の最新版 Windows Update を適用させること。

③ アラート設定

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

受託者に対して下記の通り機器故障、サービス異常等のアラートを通知すること。

＜アラート通知対象＞

- サーバ機器に添付されたハードウェア監視ツールにより、CPU、メモリ、ハードディスク、電源等のハードウェア障害を検知した場合
- 無停電電源装置（UPS）が電源異常を検知した場合
- バックアップ処理の失敗時（可能な場合）
- 医療事務・電子カルテシステムの異常発生時（可能な場合）

④ サーバへのアクセス制限

システムサーバに接続できる端末の制限を行うこと。

- システムサーバにアクセスできる端末を管理者からの端末に制限すること。
- リモートデスクトップ機能を有効に設定する場合、接続元 IP アドレスで接続許可制限を行い、接続許可されていない端末、サーバ等から接続できないようにすること。接続元 IP アドレスは別途提示する。

⑤ 電子カルテシステムのインストール、設定を行うこと。

（7）スキャナの設定

- ① 受付に設置するデスクトップパソコンなど本町が必要な機器について、スキャナの設定を行うこと。
- ② 設定後、動作確認を行うこと。

16. LAN 工事・電源工事

受託者は、これらの工事が円滑に行えるよう、必要な機器情報、設置場所、レイアウト、ネットワーク構成、電源要件等の情報を整理し、適切に提供・調整すること。

必要に応じて関係業者との調整・打合せにも参加すること。

17. プログラム・マスタ配信仕様

新薬マスタ、診療報酬改定に対応したプログラムにつて、オンライン経由で電子カルテシステムサーバに配信されるようにすること。

18. 動作確認

最終的に今回導入した、サーバ、システム等が正常に動作することを確認し、正常に動作しない場合は、既存のネットワーク導入保守業者と協議し、安全・正常に稼動するように協力すること。

19. 機器の撤去

撤去品等は、本町の指定する場所に保管すること。

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

20. 研修会

研修会においては、納品物をもとに、本事業により導入した機器、システムを有効に活用する上で必要となる以下の操作研修を行うものとする。なお、研修会用の資料を電子媒体及び人数分の紙媒体で用意し、研修会で提供すること。

- (1) 医師・看護師等
 - 電子カルテシステム
 - その他必要事項
- (2) 診療所事務職員
 - 電子カルテシステム
 - その他必要事項
- (3) 情報システム担当
 - サーバ・ネットワーク管理関係
 - バックアップ関係
 - その他必要事項

21. 運用保守要件

重要な診療所業務を行うためのシステムであり、安定稼動を第一とすることから、障害保守のみならず、障害を未然に防ぐためにも予防保守も定期的に行うこと。また、運用サポートにおいても、安定稼動に有効であることから積極的に行うこととする。

(1) 運用保守作業サービス対応時間帯

- ① 平日8:30～17:15(12月29日～1月3日および土日祝日を除く)
 - その他の時間帯ではメール受付可能であること。
 - 保守作業が必要となった場合の最寄りの対応拠点を明示する。
 - 最寄りの対応拠点からサイトまでの所要時間(概算)を明示する。
- ② 障害対応は(1)の時間帯にかかわらず復旧を優先する。
- ③ 機器から発出されたトラップ信号等にもとづく監視体制は、24時間365日とし、障害検出時は速やかに保守要員および発注者の指定する担当者へ通知する。

(2) 本町業務時間外での対応

- ① 障害対応により、翌日の業務に影響が出る恐れがある場合
- ② 法改正、プログラム変更、バージョンアップ作業等により、翌日の業務に影響が出る恐れがある場合
- ③ バッチ作業等により、翌日までに完了する必要がある場合

(3) ソフトウェア保守

- ① 納品されたすべての機器に付随するソフトウェア、ネットワーク機器のファームウェア、サーバOS等のバグ対応。
- ② ソフトウェア(OS 含む)に関して、導入保守期間サポート切れが生じない製品を提案すること。
- ③ 仮にOS等のサポート切れが発生した際は、必要となる「OS のバージョンアップ」「ソフトウェア改修、設定変

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

更」等への対応を行うこと。

- ④ 入力に使用するWebブラウザのバージョンアップに伴って必要となる、ソフトウェア改修、設定変更等への対応。
- ⑤ 脆弱性や不具合への対応（ソフトウェアの提供とともに適用も範囲とする）。
- ⑥ 発注者からの問い合わせへの対応。

(4) 保守費用

- ① ハードウェアおよびソフトウェアに係る保守費用は、導入費用とは別途積算し、総括見積表に記載する。
- ② 総括見積表では、令和7年度から再構築予定年度である令和12年度までの各年額を提示する。
- ③ サーバ等のオペレーションシステムのバージョンアップおよびパッケージプログラムのバージョンアップへの対応も含めた保守内容とする。
- ④ プレゼンテーション時には、障害発生時の発報の仕組み、一次対応を行う拠点を明確にする。

(5) 保守体制

保守体制は以下のとおりとすること。

- ① 機器を外部ネットワークと接続して行う遠隔保守は、本町が事前承認した業者、場所、設備等の指定条件の下でしか行わないものとする。
- ② 専用窓口を設置し、各種問い合わせや障害発生時の対応等について一元的に行うこと。ただし、緊急時には直接対応の行える担当者と連絡がとれる体制とすること。

(6) 作業場所について

保守、サポート等を行うために、業者が作業を行う場所、条件は、以下の通りとする。

- ① オンライン保守
本町が承認した以下の場所、条件においてのみ可とする。
- ② 現地保守
黒潮町国保拳ノ川診療所とする。なお、作業のための来所については、事前にスケジュールの調整を行うこと。

22. システム保守の範囲

システム保守は以下を対象とすること。

- (1) 電子カルテシステム 一式
- (2) 今回導入するソフト、ライセンス、メンテナンス料等、システムを動かすために必要となるもの全てについて対象とすること。
- (3) 全てのライセンス・メンテナンス料等（翌年以降使用する場合において、使用料、ライセンス料等の費用について、5年間で必要となる全てを提示すること。）
- (4) 既存機器・システム・ネットワークの保守は、既存の保守業者が行うため、今回導入する機器、ネットワークの障害対応及び町の求めに応じた設定変更対応等についてのみ保守を行うものとするが、障害対応時にはシステム・ネットワーク保守業者連携し、問題の解決にあたること。

令和7年度 黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

23. 問合せ対応

内容については、以下とする。

- (1) 操作に対する問合せ対応
- (2) 運用に対する問合せ対応
- (3) システム環境変更に対する問合せ対応
- (4) その他

24. 医療改正支援サービス

法定改定時に伴う次の対応を行うこと。

- (1) 医療改正に伴うシステム対応内容の説明
- (2) 医療改定適用の支援
- (3) 改良改正に伴うQ&A

25. バージョンアップ(レベルアップ) サービス

システムのバージョンアップ(レベルアップ)版が出た場合、情報提供及び、レベルアッププログラム提供(適用)を保守の範囲内で行うこと。

26. セキュリティ要件

不正アクセスを防止するために適切な措置を講じること。

- (1) インターネットを通じて通信を行う機器については、アンチウイルスソフトウェアをインストールするなどの対策を講じる。
- (2) ウイルスデータベースの更新がシステムの運用に影響しないような設定とする。

27. その他

本町において必要な事項が発生したと判断した場合は、受託者と打合せを行い、対応に協力すること。